



災害対応における官民連携について ～災害ボランティア・福祉支援活動を中心に～



社会福祉法人

全国社会福祉協議会

地域福祉部長／生活福祉資金貸付事業支援室長
全国ボランティア・市民活動振興センター長

高橋良太

能登半島地震における社会福祉協議会による被災地支援活動

社会福祉協議会では、能登半島地震の被災地のうち、とくに被害が甚大な石川県に対して、全国の社協職員、社会福祉法人・福祉施設等の福祉関係者の協力を得て、①災害ボランティアセンターの設置・運営、②生活福祉資金特例貸付の実施、③避難所等への災害派遣福祉チーム(DWAT)の派遣、④被災福祉施設等への介護等職員の派遣を行った。

現在、災害VCによる支援と並行して、⑤地域支え合いセンターを設置し、被災者の見守り・相談支援等を行っている。

1. 災害ボランティアセンターの設置・運営	2. 生活福祉資金の特例貸付	3. 避難所等へのDWAT派遣	4. 被災福祉施設等への介護等職員の派遣	5. 地域支え合いセンターの設置・運営
2025年1月末日までに174,400人(のボランティアが活動) i 県手配分(県が事前登録者から募集) 43,510人 ii. 市町独自募集分 99,155人(8月16日現在)	緊急小口資金および住宅補修費の特例貸付 【10月26日までの実績】 緊急小口資金 1,823件・2.47億円 住宅補修費 4件・295.9万円	全都道府県から災害派遣福祉チーム(DWAT)が出動し、避難所等で要支援者の相談支援等を実施 6月末(活動終了)までに延べ1,573人(6,097人日)が活動	福祉施設や1.5次避難所に介護等応援職員を派遣 【7月末までの実績】 63施設に1,519人のマッチング 3月以後、1.5次避難所に経営協各ブロックから応援職員を派遣(延べ467人)	被災9市町、県南10市町に地域支え合いセンター(被災者見守り・相談支援等事業)を設置し、運営 【配置人数(充足率)】 輪島市: 17.5人(53.0%) 珠洲市: 25人(58.1%) 穴水町: 23人(100.0%) 能登町: 19人(100.0%)
社協のブロック間相互支援により応援職員を派遣		全社協受託の「災害福祉支援ネットワーク中央センター」が厚労省と連携、職員派遣のマッチングを実施		過去に災害を経験した県・市社協等からセンター設置・運営経験者を派遣し、研修等を実施
・延べ12,839人(日)(12月末まで)	・延べ434人(日)(3月1日まで)			

社会福祉協議会、社会福祉法人・福祉施設の災害対応の取り組み

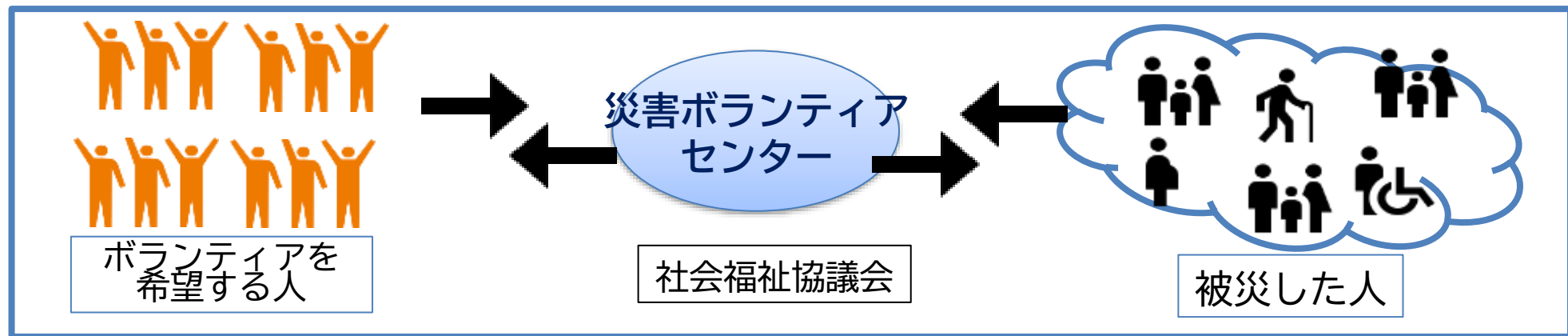


災害ボランティアセンターの運営を通じた被災者支援



1. 災害VCの目的

被災者の自立・生活再建の支援を目的に、ボランティアの力をつなげる
被災者の困りごとに応じて、できることを調整する



災害VC運営の3原則

被災者中心

地元主体

協働

2. 社協が災害VCを通じて行う住民支援

被災者の生活再建（発災時、住民は福祉に著しく欠ける状態）

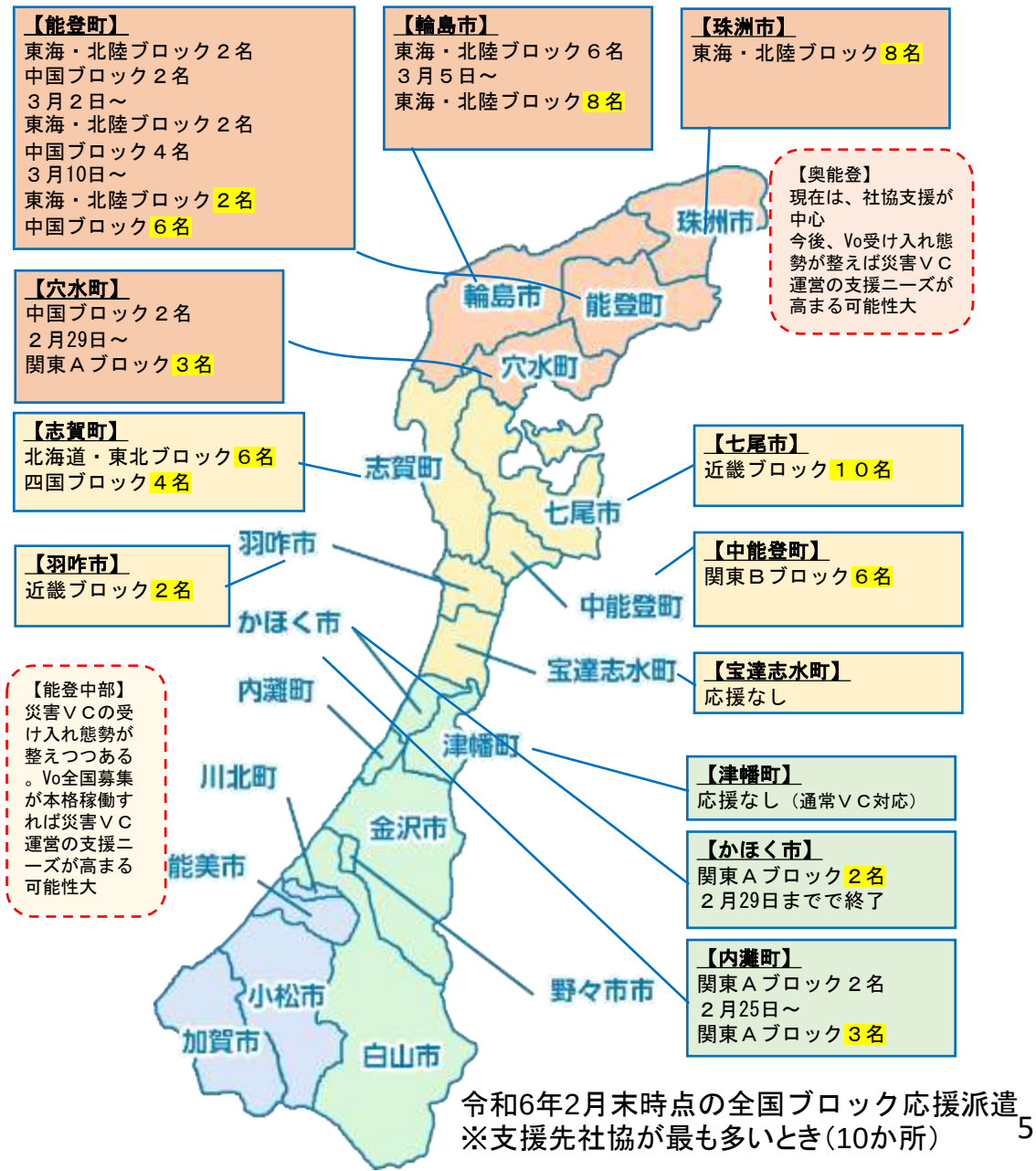
発災を通じて見えてくる福祉・生活課題の把握・対応（地域福祉活動）

3 災害VCの法的位置づけ

- ・災害対策基本法にも、災害救助法にも災害VCは登場しない（災対法にボランティアの記載があるのみ）
- ・社会福祉法等への記載はもちろん、厚生労働省の通知にも災害VCは登場しない

石川県内における災害ボランティアセンターの設置

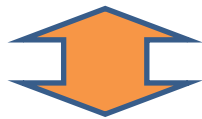
- 発災後、金沢市以北の市町で被害が発生し、最大12市町で災害 VCが設置された。
 - 県内では災害VCを設置していない市町村協の方が少ない状況であり、即座に全国のブロック派遣が調整され、全国から社協職員が支援に入った。
 - 奥能登地域では、断水、道路寸断が続いており、一般のボランティアが多く活動できる環境が整うのに時間がかかった。
 - 石川県ではボランティアを事前登録制として、県民VC(事務局:県庁)がバスを運行し、金沢駅から各市町災害VCへボランティアを送迎。
- 県手配分 43,510人(8/16現在)
市町独自募集分 99,155人
- 多くの市町でボランティアが必要であったことから、インフラの整っている市町の災害VCからボランティアの受け入れ体制を強化し、徐々に奥能登地域での活動に集約する方針をとった。
 - 5月のゴールデンウィークが応援職員数が最も多く、1日あたり約80名となった。
 - 応援派遣は12月まで続き、令和7年1月以降、県内のみの応援に移行した。



地域協働型災害ボランティアセンターの必要性と担い手の養成

地域協働型災害VCの必要性

- 災害の頻発、被害の激甚化・広域化
- 新型コロナウイルス等の感染症の流行
- 南海トラフ地震・首都直下地震などの巨大災害発生への懸念

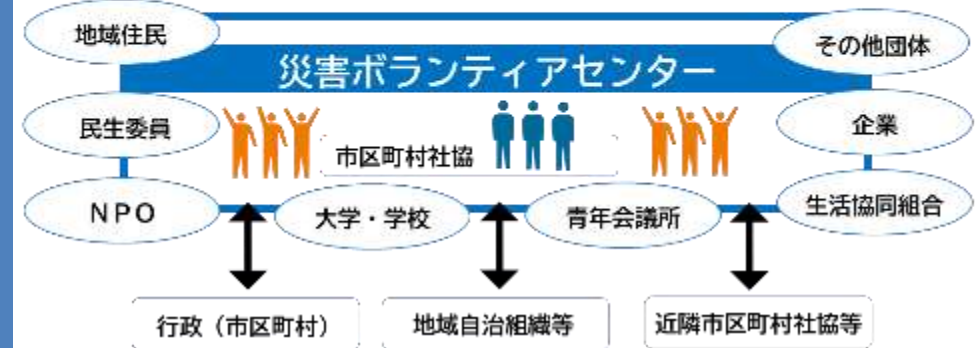


被災地外からの支援は困難

被災した都道府県・市区町村社協と地域の関係者が主体となった**地域協働型災害ボランティアセンター**の設置が不可欠

地域協働型災害VCのススメ

- ・ 社協が中心となり、地域の様々な担い手の参加と協力により、災害ボランティアセンターを運営することが望ましい



地域協働型災害VCの運営に係る担い手の養成

	役 割	担 い 手
災害VC運営者 研修	災害ボランティアセンター運営の実務	自主防災組織等地縁組織、民生委員、ボランティア団体、NPO、専門職組織、企業、JC、ライオンズクラブ、生協、大学生、地域関係者、社協職員、自治体、当該の研修受講者等
災害VCマネージャー研修	災害VCのマネジメント実務、必要に応じて社協事業の支援調整等	被災地で支援活動の経験を有する社協職員・NPO職員、当該の研修受講者等

能登半島地震における企業による災害ボランティアセンター支援

年	災害名	活動場所	企業名・内容
2024年	令和6年能登半島地震	石川県・珠洲市災害VC	(株)アミューズ 継続して2か月間、1日あたり1～3名の職員を派遣。 活動内容:災害VC運営支援(マッチング班、資機材班) パナソニックグループ (災害ボランティアセンター運営支援)
		石川県・七尾市災害VC	イオン(株) 災害VC運営支援 (マッチング班) トヨタ災害復旧支援TDRS(トヨタ自動車(株)) (災害ボランティアセンター運営支援) パナソニックグループ (災害ボランティアセンター運営支援)
		石川県・輪島市災害VC	トヨタ災害復旧支援TDRS(トヨタ自動車(株)) (災害ボランティアセンター運営支援) サントリーホールディングス(株) (災害ボランティアセンター運営支援)
		富山県・氷見市災害VC	丸紅(株) 災害VC運営支援

災害ボランティアセンターの活動に係る費用に対する支援はできたものの。。

【防災庁設置準備室資料p.16】

災害ボランティアセンターの活動に係る費用の一部が災害救助事務費から支給
(令和2年7月豪雨～)

□人件費

社協職員の時間外勤務手当
(休日勤務、宿日直を含む)

社協が雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金

□旅費

災害VCに派遣する職員に係る旅費

□その他の費用

対象外

しかし、
種々の
問題が

○日中に災害VC業務に従事する職員の人件費は支給対象にならない

- ・委託事業や補助事業に携わっていた職員分の委託費や補助金は自治体に返還しなければならない
- ・介護事業所の職員が災害VC業務に従事すると、介護報酬 0円

○被災により閉鎖・休止した介護事業所の職員は、一旦解雇し、雇用し直さないと支給対象とされない

○人材派遣会社を通じて雇いあげる派遣職員の人件費は支給対象とならない

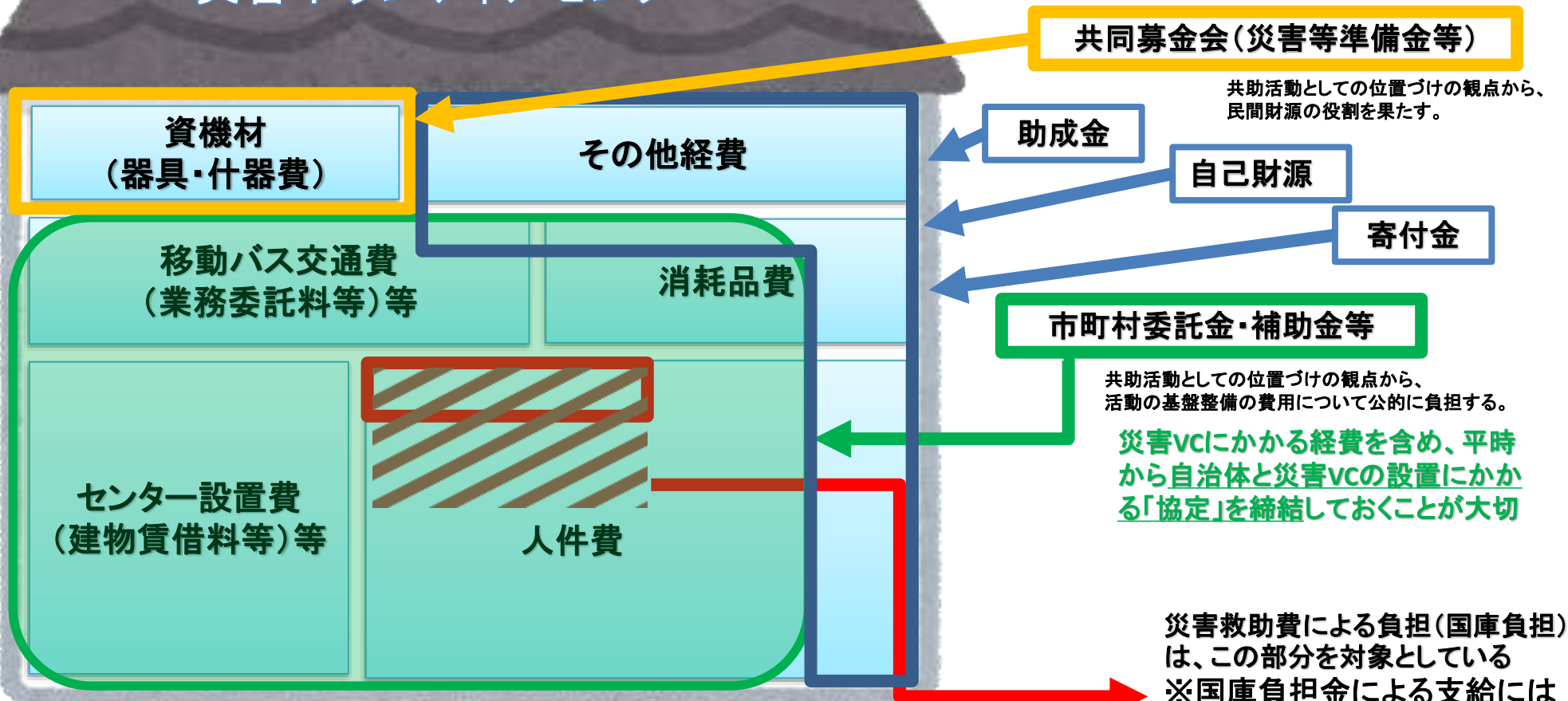
○公共交通機関がストップしていても、レンタカー代は対象にならない

○ボランティア移送用バス、軽トラ、災害VCの拠点用プレハブ代など基盤整備の費用は対象にならない

※災害ボランティアセンターに対する厚生労働省による公費の支出は、災害ボランティアセンター設置・運営研修費(災害ボランティアセンター等機能強化事業)のみで、発災後の支援は皆無

(参考)災害VCの運営に係る費用と財源

災害ボランティアセンター



災害救助費による国庫負担の対象となるのは、ボランティア活動と被災自治体の実施する救助との調整に必要な「**人件費**」(社協等職員の時間外勤務手当(休日勤務、宿日直を含む。))
 「**旅費**」(被災自治体外から災害VCに派遣する職員に係る旅費) のみ

災害ボランティアセンター運営における行政との関わり

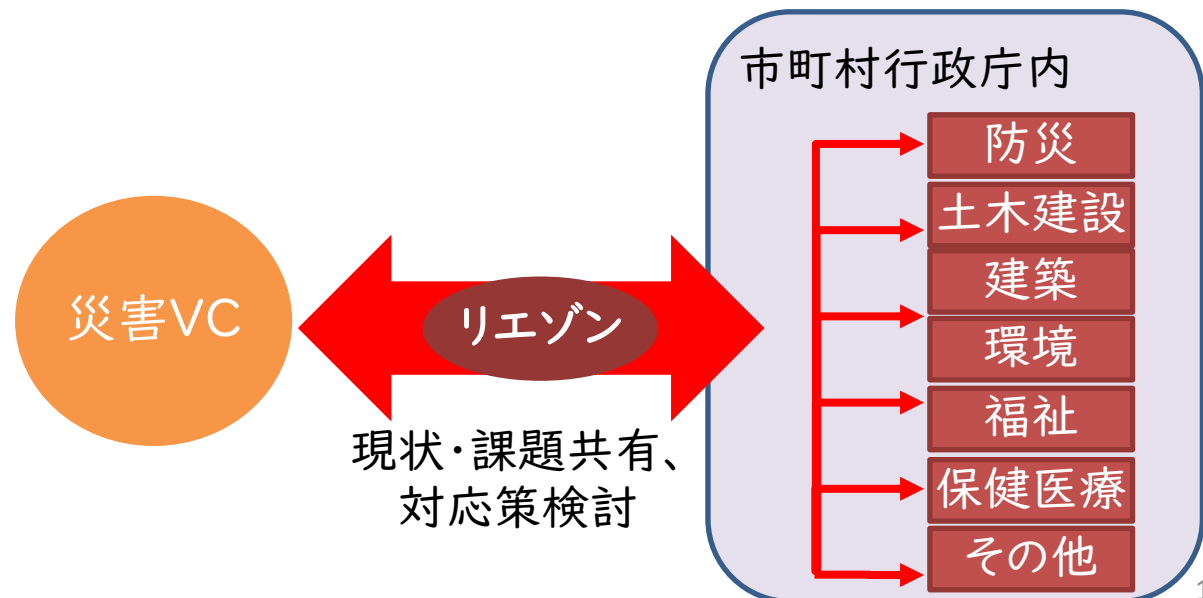
- 地域防災計画や協定に基づいて、災害ボランティアセンターの設置・運営のための協議を行う
- 被災者の生活再建を支援するために、災害対策本部と継続的に情報共有や協議を行うことが期待される
※決まったことを報告するだけが情報共有ではない
- 活動を通じて把握した被災者の困りごとを伝えることや、行政の施策を被災者に伝えることなど、双方向での共有が必要
※本来行政が対応すべき事案を、災害ボランティアセンターやNPO等が担っている例もあり、適切な対応を考える
※被災者のニーズに対してどう補完し合うのかという視点が大切

【災害ボランティアセンターでの補完例】

- 災害ボランティア活動を通じて、訪問先に制度を紹介
- 被災者から相談があれば、窓口などを紹介
- 申請にあった世帯の情報を参考に、追加のニーズ調査を実施
- 住民向けの説明会等の開催支援（周知、共同開催）

官民連携に不可欠なリエゾンの配置

平成30年7月豪雨での広島県呉市や岡山県真備町では、災害VCに1名以上リエゾンを配置し、また、令和元年房総半島台風では県社協に県庁職員が常駐するなど、行政庁内各課の鮮度の良い情報を届けるとともに、災害ボランティアセンターの情報を行政へ届ける役割を担った

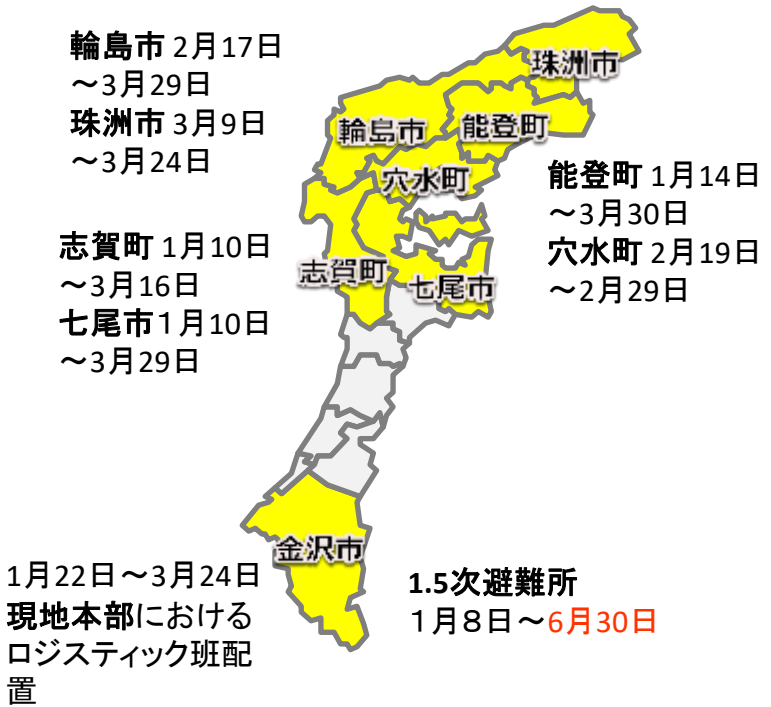




DWAT

●初動

- 1月1日 発災
- 1月2日 石川県庁 石川県DWATチーム員へ派遣に係る調査
- 1月4日 厚労省、石川県、全社協とオンライン会議
- 1月5日 石川県から全都道府県へDWAT派遣要請
- 1月6日 全社協、石川県庁入り 活動方針検討
- 1月8日 DWATチーム1.5次避難所で活動開始



○1月8日～6月30日(活動終了)まで、全47都道府県から、のべ1,573名(6,097人日)が活動

○1～3月は、1.5次避難所(金沢市)、中能登、奥能登で活動。

○4月～6月は、1.5次避難所を拠点として活動。

※能登地域はオンコール体制

※全都道府県が活動を展開した初めての実践。

【DWATの活動例】

①DWATが、認知症高齢者を抱える家族が避難所で孤立化している状況を把握し、地域包括支援センターに連絡し、介護サービス提供に繋げた。

②障害児の避難所内でのパニックが頻発し、母子が孤立するなか、DWATが提案し、避難所内に落ち着けるスペースの確保を行った。

③避難所内で対立する住民同士間にDWATが仲立ちし、居所移転の共同作業を進めることで、支えあう関係を構築した。

など

DWAT活動状況 - 志賀町 - 2/5時点

DWATの体制: ◎静岡県、愛知県 ● DWATが常駐している避難所

【1日の流れ】

8:30 支援者ミーティング(@志賀町役場) 活動開始

(富来活性化センター、志賀町文化ホール移動)

16:00 支援者ミーティング(@志賀町役場)

1/14から拠点活動開始 熊本DWAT(3名/1/14～1/30) 現在愛知DCAT(5名)が活動

富来活性化センター 避難者数:191人

志賀町文化ホール 避難者数:59人

志賀町役場

1/24から拠点活動開始 静岡DWAT(4名)

相談コーナー 避難所の様子

相談コーナー 健康体操 アセスメントの様子

※特記事項

- ・町内に30ヶ所の避難所、2ヶ所の福祉避難所が開設されている。
- ・避難所は富来活性化センター、文化ホール、西山台交流センターへの集約が進んでいる。
- ・文化ホール周辺の避難所への巡回も始めている。

災害派遣福祉チーム（DWAT）派遣の課題

1. 活動内容・実績

(1) 応援派遣

- ① 全47都道府県から延べ1,573名（6,097人日）が、被災6市町及び金沢市（1.5次避難所）の避難所で活動（令和6年3月末時点）

(2) 災害関連死の予防

- ① 他機関の保健医療福祉専門職や被災自治体との連携で避難所でのアセスメント、環境整備等を実施し、災害関連死を予防

2. 取組上の課題

(1) 短期

- ① 体制、装備面、訓練、人材確保等初動対応のあり方
- ② DWAT活動に対する全国的な共通理解
- ③ 費用の求償方法や内容が明確でなく、各都道府県事務局が苦慮

(2) 中長期

- ① 各福祉施設が人手不足であるなか、長期派遣できる体制がとれない
- ② 避難所以外の活動費が災害救助費の適用外
- ③ 制度上、本部機能の想定がない。また、本部の活動が救助費の対象となっていない。
- ④ DWATは自己完結が原則であるため、移動手段や宿泊拠点の確保・調整に時間を要した

課題への対応

運営改善等で対応

- ① マッチング本部体制強化
- ② 国の「災害時情報共有システム」を効果的に運用し、ニーズを迅速に把握できるようにする

法や制度の改善を要望

- ① 応援派遣で把握したニーズに対する総合的な支援の拡充（避難者が戻るための住宅支援、特段の賃金増のための助成等の人材確保施策等）
- ② 看護職員の登録増の仕組み（災害派遣ナース等）
- ③ 求償手続きの明確化、迅速化、簡素化
- ④ マッチング本部体制強化の財源確保
- ⑤ 介護職員等の応援派遣にかかる人件費を災害救助費から支弁する等、財政支援の拡充
- ⑥ 他事業所で働く職員の派遣を柔軟に活動できる仕組み（出向等）の普及促進

自治体等に対応等を働きかけ

- ① 応援職員の移動手段や宿泊場所の確保

その他

- ① マッチング作業時間の短縮化のために、システム活用が必要ではないか。

石川県における社会福祉施設による支援活動【被災施設への介護職員等応援派遣】

- 厚生労働省と全社協・災害福祉支援ネットワーク中央センターが、社会福祉施設・避難所等に対する介護職員等の派遣調整を実施。
1月10日に全国の社会福祉法人、社会福祉施設に応募を呼びかけ、1月13日マッチング開始、同月15日から応援職員が被災施設で活動開始。
- 7月末までに63施設へ1,519名のマッチングを実施。8月から石川県(社協)にて事業継続。
- 施設等の要援護者、避難者の受入れなどによる介護職員等の不足に対し、応援派遣により、被災地の福祉サービスの維持・継続に寄与

【取り組み上の課題】

(1) 短期

- ①看護職の派遣に苦慮(登録者が少ない)
- ②長期化に伴う登録者の減少
- ③応援先施設の復旧の見通しが不透明
- ④派遣先施設が介護サービス提供施設の場合は、人件費を派遣先施設が介護サービス費等から支払うため、費用負担が大きく経営を圧迫される。あるいは利用できない施設がある。

(2) 中長期

- ①求償手続きの明確化・迅速化・簡素化
- ②応援職員の移動手段や宿泊場所の確保
- ③マッチング本部の体制強化
- ④被災地の福祉人材確保の支援策が不十分(住宅支援、賃金増等)

令和6年能登半島地震における介護職員等の応援派遣について

- 被災地域における社会福祉施設の入所者等の生活を確保するため、「災害福祉支援ネットワーク中央センター」(中央センター)等の場を活用した体制の整備・介護職員等の広域的な派遣体制を構築する。
- 各県において派遣可能職員の登録にあたっては、避難所へのDWAT派遣や各福祉関係団体による被災施設応援派遣が連携して対応するために、DWATの派遣調整を行う「各県災害福祉支援ネットワーク」と情報を共有して実施できる体制を構築し実施する。
- 厚生労働省・中央センターにおいて、他県からの応援派遣可能な介護職員等数の情報を集約し、被災県において、受け入れニーズを把握した上で、全国福祉団体の協力を得つつ、マッチングを行う。

厚生労働省・災害福祉支援ネットワーク中央センター(全社協)

<主な業務>
・被災県との連絡、調整
・団体間の連絡、調整等



(注) 派遣可能職員の登録に関しては、各都道府県の実況に応じて、実情に則した方法により調整。

必要な法・制度の改善

- ①応援派遣で把握したニーズに対する総合的な支援の拡充(避難者が戻るための住宅支援、特段の賃金増のための助成等の人材確保施策等)
- ②看護職員の登録増の仕組み(災害派遣ナース等)
- ③求償手続きの明確化、迅速化、簡素化
- ④マッチング本部体制強化の財源確保
- ⑤介護職員等の応援派遣にかかる人件費を災害救助費から支弁する等、財政支援の拡充
- ⑥他事業所で働く職員の派遣を柔軟に活動できる仕組み(出向等)の普及促進
- ⑦自治体等における応援職員の移動手段や宿泊場所の確保

石川県における「避難生活」から復興期に向けた被災者への支援活動

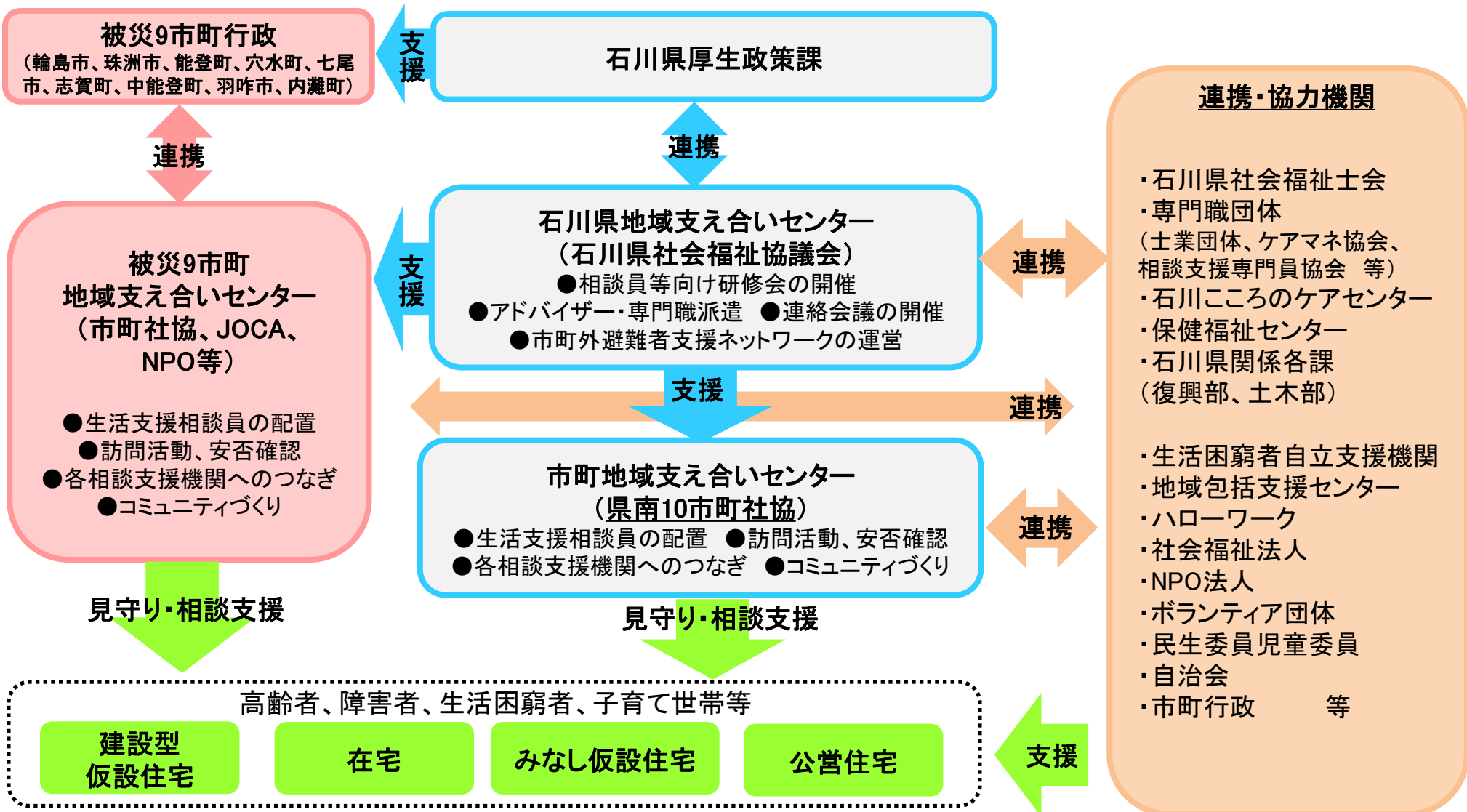
【地域支え合いセンター】

- 能登半島地震発災直後の1次避難所の避難者数は40,688人。地震災害に続く大雨災害により、現在も避難生活が続いている。
- 地震災害では広域避難が行われたのが特徴。金沢市のスポンセンをはじめとする1.5次避難所から旅館・ホテルなどの2次避難所へ避難した方のほか、被災地から直接被災地外に避難した人もいる。
- こうした状況を踏まえ、石川県内の市町村協では、避難者の孤独・孤立を防ぐため、「地域支え合いセンター」（厚労省：被災者見守り・相談支援等事業）を設置し、被災者の見守り・相談支援にあたっている。

2 事業の概要・スキーム



石川県における被災者見守り・相談支援等事業 実施体制





災害ケースマネジメントの実施の流れ

『災害ケースマネジメント実施の手引き』(内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当) 令和5年3月)

	平時 P.16	発災直後 ～避難所運営段階 P.33	避難所閉所検討 ～応急仮設住宅供与段階 P.56	応急仮設住宅 供与段階以降 P.101	
被災者の生活		避難所	応急仮設住宅	災害公営住宅	
		在宅避難			
支援体制等	実施体制の検討・構築（市町村内） P.17				
	支援関係機関、NPO等との連携				
	計画等への位置づけ P.28				
	人材確保・育成、研修実施 P.150				
	災害ボランティアセンター設置・運営				
			支援拠点の設置・運営		
被災者支援		罹災証明書発行			
		被災者台帳作成・活用 P.145			
		○主な目的 ・<u>応急的な対応が必要な被災者の発見及び状況の把握</u> ・生活再建に向けた支援情報の適切な周知（罹災証明書の発行等） ○対象 ・避難所避難者、在宅避難者 →応急的な対応が必要な被災者については、医療や保健、福祉につなぎ、災害関連死を防止	○主な目的 ・住まいの再建、日常生活の自立にあたっての支援が必要な被災者の発見及び課題の把握 ○対象 ・当該災害の被災者（全数調査が望ましい） →アウトリーチで被災者の状況を把握し、得られた情報を精査・アセスメントを実施、支援が必要な者と課題を特定	○主な目的 ・<u>継続的支援が必要な被災者に対する見守り・相談支援</u> ○対象 ・仮設住宅入居者、在宅被災者等 →アウトリーチで得られた情報を踏まえ、適宜アセスメントを見直し	
		災害ケースマネジメント ケース会議	※必要に応じて開催 ※応急的な対応が必要な被災者を医療・福祉等の支援につなぐことが重要	○目的 ・アウトリーチ、アセスメントの結果等を踏まえ個々の課題に応じた支援方策を検討 ○参加者 ・行政内関連部局、福祉関係者、支援サービス提供者、NPO等	○目的 ・アウトリーチ結果等を踏まえ個々の課題に応じた支援方策を検討 ○参加者 ・行政内関連部局、福祉関係者、支援サービス提供者、NPO等
		支援へのつなぎ等	必要に応じて、適切な支援先へのつなぎ等支援を実施	・適切な支援先へのつなぎ等支援を実施 ・次の生活への移行等、避難所で生活する被災者への支援を実施	適切な支援先へのつなぎ等支援を実施 →行政内関連部局、支援関係機関、士業団体、NPO等
		災害ケースマネジメント 情報連携会議	○目的 ・被災者支援の全体状況の共有、避難所運営や要対応者への対応状況、全体的な方針等の共有 ○参加者 ・行政内関連部局、災害ボランティアセンター、支援関係機関、NPO等	○目的 ・被災者支援の全体状況の共有、アウトリーチの進捗状況、ケース会議の実施状況等の共有 ○参加者 ・行政内関連部局、地域支え合いセンター、支援関係機関、NPO等	○目的 ・被災者支援の全体状況の共有、アウトリーチの進捗状況、ケース会議の実施状況等の共有 ○参加者 ・行政内関連部局、地域支え合いセンター、支援関係機関、NPO等

能登半島地震での災害福祉支援活動を踏まえた課題

【被災地・被災者の状況をめぐる課題】

①高齢化の進行、世帯構造の変化等に対応した支援の必要性

- ・災害時の避難行動の困難性、適切な支援制度の情報把握の困難性を抱える高齢者単身世帯、高齢者のみ世帯、障害者世帯など要配慮世帯に対し、避難行動、避難生活、生活再建の各段階における伴奏的支援が必要 ※能登半島地震の被災市町の高齢化率：40～50%

②避難所に取り残される社会的脆弱性を抱えた人への支援の必要性

- ・生活拠点を失い、住宅を自力で再建できない人が避難所を長期利用
- ・2次避難所では生活が困難な人が、1.5次避難所に滞留
- ・1.5次避難所等への広域搬送によって故郷への帰還が困難となった人が増え、つながりの再構築、コミュニティ再生が遅れる

③在宅避難者や車中泊等、避難場所の多様化に対応した支援の必要性

- ・指定避難所以外の避難者：被災した自宅・ガレージ、親せき宅・知人宅、自主避難所、車中泊、ビニールハウス等
- ・指定避難所を利用せず避難生活を送る人に、支援情報や支援物資の提供、健康状態の確認、医療や福祉・介護サービス等必要な支援が提供されず、災害関連死につながる例が多く発生。
- ・令和6年能登半島地震：死者526人のうち災害関連死298人

④災害関連死の防止を目的とした長期的な支援の必要性

- ・災害関連死は、避難生活の進行、長期化に伴い発生。国の分析でも災害関連死の原因の第1位は「避難生活の肉体的・精神的負担」（55%）。福祉的支援は、発災直後のケアの継続のみならず、在宅避難、仮設住宅入居後の見守りや相談支援、孤独・孤立防止、介護予防等、多角的な支援を長期的、継続的に行うことが必要

⑤いつまでも生活再建に進めない人の支援の必要性

- ・高齢者世帯等を中心として、損壊した家屋で長期の生活を送る人、自力で片付けができずにいる人が発生している。
- ・罹災証明を含め、生活再建に向けて、どのような支援や選択肢があるかの情報が得られずにいる人が多くいる

⑥福祉サービス利用者の命を守るために、災害救助としての福祉支援の必要性

- ・発災後、ライフライン被害や人材不足等により福祉施設入所者の命が危険に晒されるため、被災施設等で必要なサービスを継続的に提供できる人的支援・物的支援が必要（全国の福祉施設からの応援職員派遣やDWA T活動展開のための体制強化）
 - ・水道・道路等のインフラ復旧の遅れや建設業者等の確保が困難な中、福祉施設や在宅事業所等の復旧・事業再開が進まず、広域避難した住民のうち、福祉サービスを利用していた人びとの帰還に影響している。
- ※広域避難の際に、避難者の帰還にかかる意向確認や帰還に必要な情報等が連携されていない。

⑦災害ケースマネジメント体制の構築と自立・生活再建に向けた継続的支援の必要性

- ・避難行動要支援者名簿や個別避難計画に記載されている情報、行政の被災者台帳、保健師による訪問記録、災害VCのニーズ票、被災高齢者等把握事業や被災者見守り・相談支援事業による要支援者情報等の共有による被災者の状況に応じた切れ目のない支援の実施。 17
- ・平時の福祉施策（生活困窮者自立支援機関、地域包括支援センター等）を活用した災害ケースマネジメント体制の構築と継続的支援の実施

災害時の福祉支援における官民連携の要① ～市町村の包括的支援体制を災害時にも機能させる

○災害時のDWATや災害VCの活動、被災高齢者等把握事業や地域支えあいセンター（被災者見守り・相談支援等事業）などとの連携による災害ケースマネジメントの実施には、生活困窮者自立相談支援機関や地域包括支援センター、重層的支援体制整備事業などとの連携が不可欠である。

○現在、全国の市町村では、地域住民や関係機関による、地域生活課題の解決のための包括的支援体制の整備が進められている。また、厚生労働省の「地域共生社会の在り方検討会議」では、社会福祉法の改正もにらみ、災害時の被災者支援との連携について検討がされている。

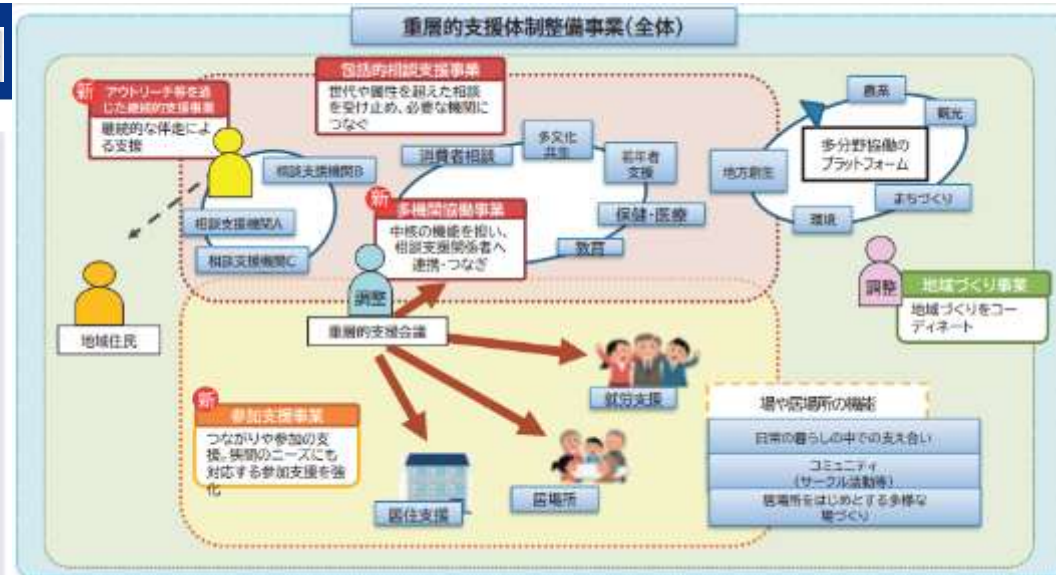
○災害時に市町村における包括的支援体制を機能させられるよう、社会福祉法等の改正を含む福祉の側における事前防災体制の整備、地域福祉計画への記載等が進められることを期待する。

災害時の被災者支援との連携に係る対応の方向性について

志願共生社会の行方を模る会議（第7期） 平成6年12月25日		第42
-----------------------------------	--	-----

- 災害時の被災者支援について、高齢者や障害者、子ども等の地域の災害時要配慮者への支援体制を構築する必要があるなかで、災害福祉支援活動においてどのような連携体制を構築すべきか。

- 地域における災害時の福祉的支援の在り方についてどのように考えるか。また、平時からの災害時を想定した体制づくりの重要性をどう考えるか。
- DWATの体制の充実を図るため、平時からのネットワーク整備や災害時における支援体制の整備等についてどのような対応が考えられるか。



災害時の福祉支援における官民連携の要②

～災害福祉支援センターの設置による被災地の支援

○中央並びに都道府県段階に、災害時の福祉支援を統括する「災害福祉支援センター」を整備することが官民連携には不可欠(災害時の福祉支援における事前防災の充実)

災害福祉支援センター…被災者に寄り添った適切な支援のための平時からの体制整備の中核として、全社協において全都道府県社協での整備を呼びかけている

都道府県災害福祉支援センター:現在7か所で設置、令和7年度中に4か所設置予定、その他検討中)

全国災害福祉支援センター:令和7年4月、全社協にセンター準備室を設置予定

【求められる役割・機能等】

- 大規模災害時には、被災地外から支援に駆け付ける福祉関係職員(社協、社会福祉法人等職員等)やNPOなど多岐にわたる関係者のコーディネーションが重要となり、**都道府県域における災害福祉支援活動の調整役**となる。また、災害ボランティアセンターやDWAT(災害派遣福祉チーム)活動の支援や、支援が必要な人への災害ケースマネジメントの実施に向けた調整などを展開。
- 平時には、地域の関係団体や行政などが連携するための**関係づくり**や、災害VCやDWAT等の**人材育成**、BCP、BCM策定支援や個別避難計画作成支援等の**仕組みづくり**などを実施。

	平時に求められる役割・機能	災害発生時に求められる役割・機能
都道府県災害福祉支援センター	【関係づくり】 ①行政や関係団体との平時からの関係づくり ②地域のなかの多様な関係機関、企業等との連携・協働 【人材育成】 ③人材育成(災害VCやDWATの人材養成に留まらず、平時から地域のなかの困りごとを抱えている人びとへの支援を行う人材養成も)および人材登録システムの構築 【仕組みづくり】 ④BCP、BCM策定支援 ⑤個別避難計画(=災害時ケアプランづくり)の作成に向けた福祉と防災の連携の場づくり ⑥寄り添い型の福祉的支援を含めた災害ケースマネジメントの仕組みづくり ⑦公費清算の仕組みづくり	①災害対策本部への参画 ②被災地情報共有会議との連携・協働 ③被災市町村社協の被災状況および支援ニーズの把握 ④被災市町村社協の災害VCやDWAT活動の立ち上げ支援 ⑤全国センターとの連絡調整 ⑥被災市町村社協への応援職員の派遣 ⑦県内での応援職員の調整(災害VC運営支援者、DWAT、生活福祉資金貸付担当者等) ⑧必要な資機材のニーズ把握と被災市町村への送付調整 ⑨生活支援相談員の配置調整 ⑩災害ケースマネジメントの実施に向けた調整 ⑪公費負担の清算および市町村社協の公費負担の清算支援 ⑫広域避難者への支援